

会議録

会 議 名	第 2 回公共施設マネジメント推進計画検討会
日 時	平成 27 年 10 月 27 日（火） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
場 所	八王子駅南口総合事務所 会議室
出 席 者	木村 俊介、倉斗 綾子、増尾 喜久、渡辺 悠子
事 務 局	行政管理課長 田倉 洋一 建築課長 小林 俊雄 学校教育政策課長 小俣 勇人 学校教育政策課専門幹兼主査 松本 眞次 行政管理課課長補佐兼主査 高嶋 秀樹 行政管理課主任 棚島 孝志
欠 席 者 氏 名	なし
議 題	(1) 「公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」について (2) 公共施設の類型別分類について (3) 今後の検討課題について (4) その他
公開・非公開の別	公開
非 公 開 理 由	
傍 聴 人 の 数	なし
配 布 資 料 名	第 2 回公共施設マネジメント推進計画検討会次第 資料 1：「公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」について 資料 2：公共施設の類型別分類について 資料 3：施設類型別一覧 資料 4：施設類型別分布 資料 5：公共施設マネジメント推進計画検討会開催日程（予定） 資料 6：「公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」※ 資料 7：第 1 回検討会議事録 ※ 資料 8：施設類型別コスト（抜粋） ※ ※当日机上配布

会 議 の 内 容

(1)「公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」について

【事務局】(資料1・資料6に基づき説明)

【委 員】特に注目すべきは、第6章“将来負担と課題”だと思いますが、これは現状のままだった場合に将来かかるコストという観点で書かれていて、財政上の条件を入れた場合にこうあるべきだとか、何割確保にならざるを得ないとか、そういう観点は無いですね。

【事務局】ありません。今ある施設を長寿命化した上で更新していくと、将来これだけのコストがかかるということを、データとして示しています。

今回の推計は、まち・ひと・しごと総合戦略により出生率が1.8に上がったと仮定し、さらに本市は学園都市である性格上、18歳～22歳の人口が多く24歳あたりから急に減るといった特徴的な人口構造になっていますが、その卒業後の転出を減らすという前提で作られているので、戦略の成果次第では変動もありえます。

【座 長】それを受けた今後の市の方針としては、例えば生産年齢人口≒納税者だとすると、平成22年と平成72年では納税者が2/3程度まで落ち込むということを前提に、市として色々な施策を考えていくという認識でよろしいですか？

【事務局】そうです。

【座 長】年少人口も平成72年には今と比べて1割以上減るということで、学校施設の量などもこれを基に考えていくということでもよろしいですね。

【事務局】今回作成を予定している計画では、平成27年から30年間を目途としたいと考えており、推計上は平成57年頃まで年少人口に大きな変化はなく、その後急激に減っていくとされています。統廃合も含めた学校の配置については、今も単学級のところがあるので、そこを中心に統廃合を検討するなり、建替えや改修の際には周辺の公共施設を複合化するなりしていきたいというのが基本的な考えです。

【座 長】そうは言いながらも、例えば児童・生徒1人当たりの校舎面積を今と同程度に抑えようということであれば、やはりこれを元に校舎面積もコンパクトにしていくなど、基本的にはそういう考えをお持ちだということでもよろしいですか？

【事務局】教育的な視点から言うと、やはり施設というより児童・生徒数の話になりますが、中期的な視点で考えてはいるものの、向こう10年変わらないということで、30年後については現時点であまり考えていません。適正規模化については、現在全学年単学級の学校が9校(小中一貫校を除く)あり、その中で100人未満のところから校ほどあるので、そこを中心に進めていく必要はあると考えています。

ただ、単純に統廃合をすれば解決するという話ではなくて、近くに他の学校がないところもありますし、今後は義務教育学校(小中一貫校)化という観点もあります。今回の施設マネジメントの観点もありますし、何よりも老朽化への対処が早急な問題としてあります。

また、推計上はあまり児童・生徒数の変化はないと言いましたが、地域差は大きいです。市街地では増えますが、郊外では減っていく。とはいえ、郊外の学校をなくしてよいわけではないので、今地域の方々と話し合いもしていますが、理解を得るのはなかなか難しい。教育委員会としては教育の視点から、現状が子どもたちの教育環境としてよいのかどうか根気強く説明していき、地元と保護者の方々のご理解をいただきながら進めていこうという状況です。

【座 長】他自治体の公共施設白書の中には、人口推計をベースに公共施設の総量の縮減を示している例もあります。そういう意味で、まさに人口の見通しが出発点になるわけですが、八王子ではそうした推計に基づく今後の方針として、施設の量的なコンパクト化などを次の段階の計画の中で示す予定はありますか？

【事務局】数字として示すかどうかは検討中ですが、現在の八王子市の1人当たりの施設面積は、全国的に見ても、利用率から考えても適正な規模だと思っているので、今後もこの規模を維持していきたいと考えております。

【委 員】学校施設の老朽化も含めた適正化の基準を作っておいて、例えば「築〇年以降は更新の対象」「条件△は廃校の対象」というように、何をもって適正化とするかの判断基準があれば、機械的に納得を得られるのではないかと思います。

【事務局】適正規模化については、文部科学省の法律でも謳われ、小中とも12～18学級と言われています。1クラスは、小学校1年生が35人学級、それ以外は40人学級です。ただ、教育環境を考える上でその規模を目指してはいるものの、本当に教育的な効果があるという根拠は示されていません。国の補助金等の算定基準でもありますが、平成21年にその基準に則った学校の適正化推進計画が出され、実際にそれに基づく適正配置を進めていこうとしたところ、地域の理解が得られず、そこからうまく進んでいないのが現状です。

先進市である京都市や浜松市に話を聞いたところ、地元の方々が自ら「子どもたちの環境はこうあるべきだ」という姿勢で臨み、保護者の方々からの申し出があっとうまく進んだということで、やはり行政側が強制的に学校を廃止していくのは難しいというのが現状です。今後は今回の人口推計のように「この地区は将来的にここまで子どもが減ります」ということなどを示しながら総合的に考えていかないと、なかなかこの適正配置については難しいと思っています。

その他の教育上の基準としては、通学距離があります。国基準では小学校が4km、中学校が6kmですが、八王子市ではそれぞれ2km、4kmと定めています。あとは学校選択制や学区などを踏まえ、総合的に考えていく必要があります。

【委 員】12～18学級が適正だとされる根拠、教育効果を裏付ける調査・研究結果はなく、元を辿れば補助基準の関係で定められたもの。したがって、教育的な観点から言えば、果たして努力してその規模に合わせていくことが本当によいのかどうかは根拠に乏しいということがあります。

一方通学距離の面では、ある地域から子どもたちが安全に学校に通えるようにするというのはやはり自治体の義務だと思うので、そこは全市的に義務教育学校にしていくとか、なるべく地域から学校をなくさない代わりに複合化して他の施設を入れるとか、いくつか選択肢があると思いますが、それを地域ごとに選んでいくのか、市全体としての基本方針を決めていくのか、そのあたりが肝ではないかと思っています。

【事務局】初の施設一体型の小中一貫校として、いずみの森小中の開校を目指しており、そこから先駆的に義務教育学校化を検討していきたいと考えてはいますが、正式にはまだこれからです。小中一貫校と言われる連携は、八王子市全体でいずみの森を含めて4校あります。磐田市のように全校義務教育学校化の方針を出している自治体もありますが、八王子市の場合は学校数が多いので、義務教育学校化を検討はしているものの、全てというのは難しいと思います。小規模校については、そのあたりも

考えて話を進めていく必要があります。

今後は、更新の時期を考慮して行うのが合理的だと考えています。

【委員】 実際計画を進める際には、やはり学校の方針と公共施設マネジメントの計画が一致して一緒に進められるものを目指さないと、うまくいかないのではないかという印象を持ちました。

【事務局】 「今後単独で新たな施設は建てられない」という点では公共施設マネジメントの基本方針に沿っていると考えていますが、施設マネジメントの場合は財政的な視点に立つもので、教育の立場からそれを言うことはできません。ただ、今後の適正規模化も含めた適正配置について地域の方々と協議していく上で、資料の1つとしたいと考えています。

【委員】 白書の第6章に書かれている、“今後30年間で3755億円かかる、負担が増えていく”ということが一番の課題で、それを解決するために基本方針として6つの柱を立てました、ということだと思いますが、今後議論していく上では、「施設の数減らしましょう」という前提で臨むという認識でよろしいですか。

【事務局】 「生産年齢人口が減るので財政的に厳しい」ということが前提にあり、今ある施設面積を全て保持することはできないし、今までのように新しい施設を作り続けていたらとてももたない、という状況があるので、今ある施設の更新時には小規模化するなり、周辺施設を取り込んで複合化するなりして、全体の床面積は削減していかなければならないということはベースになっています。基本方針3-1の“今後生じる新たな行政需要に対しては、既存施設の複合化や多機能化又は転用等を検討し、原則として新たな施設整備は行いません。”としており、これが施設整備の最も基本的な考え方です。

【委員】 再び学校についてですが、教育の適正化という観点から、ハード面とソフト面でそれぞれ何が適正なのかということが重要だと思います。適正化条件について筋の通った優先順位を決めた上で、財源も限られているので、結果を出すためにはこれを選ばざるを得ないという考え方で、反対意見が出るのは避けられないでしょうが、そういう見せ方でコンセンサスを得れば効率的になると思います。物事を進めるためにはとにかく決めて、間違っていたら途中で修正するくらいの筋がいないかと思いました。

【事務局】 そもそも“教育上何がよいか”ということに正解がなく、適正規模化にしても、メリット・デメリットがそれぞれある中で、地域の方が子どもたちにとって何が望ましいと考えるかが問題です。

ハードやソフトがどうこうではなく、やはり教育上何が一番よいか。そこが難しいところです。

「この学校にはこういうデメリットがあり、児童・生徒数が増えれば学習効果が上がります」と説明していくつもりですが、学校は地域コミュニティの核でもあるので、最終的には地域の考え方が重要ですので、地域とていねいに話し合うことが大切だと考えています。

【座長】 一通りご発言いただきました。学校施設については、第5回で改めて扱います。

(2) 公共施設の類型別分類について

【事務局】(資料2～資料4)に基づき説明)

【委員】資料3の施設の類型別の一覧についてですが、『大分類』『中分類』『小分類』という項目の欄を見ると、何となく分類名から各施設の機能が想像できますが、同じ分類の施設でも『複合化』という項目での扱いは様々なので、分類名が同じでも機能が一緒というわけではないんですね。

【事務局】資料3の表の見方についてご説明致します。『大分類』『中分類』『小分類』は、施設白書の分類に合わせて作っています。『数』は施設の数です。例えば、本庁の出先機関である事務所は14か所あります。それが『区分』としては地域的なものに属していて、『市民生活における必需性』は、必ずしもその場所になくてもよいのでは、というところで「中」としています。『民間施設の代替性』を「中」にしている理由は、マイナンバー制度の導入によって、今後は住民票や戸籍などを民間施設やコンビニで発行できるようになる可能性が高いので、そうなると事務所そのものがなくなるといった可能性を考えて「中」にしています。

『複合化』の項目については、その施設に他の施設の機能を持ってこられる場合は“拠点”、逆にその施設の機能を他の施設に移せるという場合を“機能移転”としています。『借上』は、現在市の保有ではなく、民間から借り上げているものがあるかどうかという項目で、“一部”となっている施設は部分的に借り上げているということです。

【委員】ここに『機能』という項目があれば、『複合化』の欄を見たときにどういう機能が“済”となっているのかがわかりますし、“不可”とされているものについても、備考欄に“不可”の理由記載があれば、前例を認識した上で複合化の可否を判断でき、同じ議論を繰り返さずに済むのではないかと思います。

【委員】施設名を見ても、行ったことがなかったり利用したことがないと、施設の機能や設置目的がわからなくて正直議論に入っていけないところもあります。

【事務局】施設白書では、施設の概要説明や、外観写真を載せているものもあり、各施設をイメージしていただけるような作成を心がけましたが、お渡しが当日になってしまい申し訳ございません。その都度ご説明は致します。

【座長】資料4の施設の類型別の分布についてですが、横軸の『民間施設の代替性』は、民間で同様の性格の施設を運営しているかどうか＝民間事業にどれだけ近いかという尺度ですよ。

一方、縦軸の『市民生活における必需性』については、やはりどういう尺度でやっているのかという点を確認する必要があると思います。基本的には施設の利用度を尺度として分類し、そこにプラスしてその施設の不可欠性というか、他には変えがたいという性格を加味しているということでしょうか？

【事務局】“低い”としているものは、個人の価値観によって選択的に利用している、文化施設や運動施設などです。逆に、生活していく上で一度は必ず使うだろうというもの、あるいは生活していく上で欠かせない、インフラに近い施設は、“高い”としています。

【座長】基本的には客観的な利用状況に即しているという理解でよろしいですか？

【事務局】必ずしも利用率が高いから高い、ということにはなっていません。例えば市営住宅は、建物によってはすでに廃止を決めているところもあるので、そういうところは

入居率としては低くなっています。利用率何%以上＝高い、というような分類ではないです。

【委員】軸としてこういう項目も必要ではないかと思ったのが、例えば登録者や高齢者しか使えないという施設もあれば、市民は全員使えるという施設もあると思うので、そのあたりが何らかの形でわかるとまた違った見方ができると思いました。少数の常連さんしか使っていない施設は有料化してよいのではないかという話にもなるので、一言で「公共」と言っても、対象が決まっているものとそうでないものに分けられる。

【委員】資料4は、必需性と代替性という定性的な形で分けられていて、右斜め上（民間施設の代替性3：低い、市民生活における必需性C：高い）ほど重要だというのはわかりやすくよいと思います。これ以外の切り口としては費用対効果ということもあります。そういうデータがあって、それをx軸・y軸として判断基準にできれば、考えて判断しなければいけない部分が少なくなって結果的に効率上がるので、こういう分類アイディアは他の切り口からも積極的に作られた方がわかりやすいのではないかと思います。

【事務局】利用者1人あたりいくらかかっているのかということに加えて、特定の人が使っている施設なのかどうかという要素を照らし合わせると、「特定の人しか使っていないのに、これだけお金がかかっている」というような分析はできると思います。

【委員】横軸の名称が『民間施設の代替性』だと「民間のビルなどを賃貸してできるものかどうか」という指標かと思ってしまいました。説明を聞いていると、民間“施設”というよりは“サービス”という言葉の方が、個人的には言葉と分類が一致しやすいのではないかと思います。

【委員】参考までに、大学院の授業で学生に同様の分類をさせてみたことがあります。横軸は同じく『民間サービスが参入しやすいもの・しにくいもの』でしたが、縦軸は、利用者目線での分類だったので、『近くにないと困る・どこかにあればよい』というものでした。その後、ロールプレイのような形で「もし65歳以上の高齢者だったら」「子どものいる母親だったら」という形でやってみるとまた違った分類になり、最終的に「公共とは何か」を考えるということをやりましたが、利用者目線での分類と管理者目線での分類ではまた少し違ってくるのではないかと思います。

【座長】資料4は重要なテーマだと思いますので、もう少し見ていきたいと思います。全区分を見ると、右上は長寿命化やLCC削減を図りながら、基本的には維持していくのが適当ではないかという認識で、逆に左下は廃止・移譲を検討するのであれば最優先で上がってくる施設ではないかということで、そういう事務局のはっきりしたメッセージが込められていると思います。

〈広域的施設〉

【委員】右肩上がりは3B（代替性：低い、必需性：中間）までしかありませんが、これは他市からも利用があるということで、逆にギブアンドテイクというか、使えるものは使ってもらって、代わりに他市の施設、例えば多摩市の温水プールなどを使わせてもらうという形もよいのではないかと思います。

【事務局】多摩市の近くにプールが1つあるのと、広域的施設として載せている上柚木公園野球場と陸上競技場は町田市や多摩市からも利用がある施設です。多摩市のアクアブ

ルーヤ、町田市はサッカー施設が充実しているの、そのあたりは連携してお互い広域で利用できるようにしていきたいと思っています。

【委員】料金は相応に取ってもよいと思います。

【事務局】もちろん有料施設ですが、市外料金を取るかどうかはまた別の問題です。

【委員】八王子市は大学が多いので、例えば大学の運動施設と市の運動施設をお互いに使えるように協定を結ぶなど、そういったことも市の特色ということで打ち出せるのでは？

【事務局】基本方針 1-3の“学園都市の特性を活かし、大学等との連携を進める。”の中でも、“～有数の学園都市です。この特性を活かし、大学、短期大学等と連携して生涯学習の場の提供や施設の活用を検討します。”と謳っているとおり、市内の大学には市が持っていない 50m プールなどもあるので、そのあたりはぜひ活用していきたいと思っていますが、大学側との連携が課題です。

【委員】最近大学側も地域協力がわりと義務的な位置付けになってきています。

【事務局】今八王子市内の大学が加盟する大学コンソーシアム八王子と連携して、一緒に色々やってみようという取組を進めているので、その中でぜひ大学間あるいは市民への開放日を作っていただくという方向性で進めていければ、施設マネジメントが良い方向に進むと思っています。いくつかの大学では授業などに支障がない範囲で市民に施設の貸し出しをしています。大学の施設が今よりもさらに有効活用できれば新たに整備する必要がなくなるケースもあるかもしれません。今でも理系の大学などでは地域の小中学生が科学にふれる場としてイベントをやっていますし、そういうものをもっと活性化していけばメリットは非常に大きいと思います。

〈全市的施設〉

【委員】3C（代替性：低い、必需性：高い）は“長寿命化・LCC削減”とありますが、複合化の対象とする考えはあえてここから外しているんですか？

【事務局】複合化もあります。その場合は拠点という考え方で、長寿命化を図った上で、こちらに他の周辺施設の機能を持ってくるということは考えるべきだと思います。ただ、こちらの機能を他へ移転することは難しいと考えています。

【委員】それも表に落とし込んでほしい。

【座長】1A（代替性：高い、必需性：低い）に分類されている施設には、具体的にはどのような課題がありますか？

【事務局】戸吹湯ったり館は、北西部にある戸吹清掃工場の周辺に作られた施設です。温泉ではなく余熱を利用しています。25年度の利用者は年間8万4026人で、利用者1人当たりのコストは758円です。建築が平成12年12月で、古くも新しくもない年数ですが、水を使う施設としてはかなり傷んでいるのが現状です。

【委員】現状として、利用料金は取っているんですか？

【事務局】700円です。

【委員】ということは、若干赤字ですか？

【事務局】減価償却は含んでいますが改修費はほぼ含んでいないので、今後改修費がかかった場合、その分は当然持ち出しになってしまいます。また、使用料については減免措置などで無料の方もいます。

【座 長】これは、設置当時はいわゆる広い意味でのコージェネレーションで、ただ余熱を捨てるよりは再利用しようという趣旨で、国からの補助金も出るというものだったと思いますが、客観的にいうと存続の意義が薄いのではないかと、そういう認識ですか？

【事務局】この分類に当てはめて考えると、市民生活に欠かせないものではないし、民間にも同様の施設がたくさんあるので1A(代替性：高い、必需性：低い)になってしまいましたが、当時、戸吹清掃工場を建設するに当たり、地元自治会からの強い要望で建設した施設となります。

【委 員】これは単に管理のお金以前に、余熱利用による省エネ効果でものすごくPRになるので、廃止・移譲とありますが、移譲の方向で考えられたらよいと思います。私もそうですが、せっかくエネルギーが余っているのに使わない手はない、廃止はもったいないという人が出てくると思います。今は風呂だけということですが、温水は媒体を用いた冷暖房など、他にも色々使い道はあります。

【事務局】館内で使用する温水と冷暖房については、余熱利用を行っています。

【委 員】清掃工場は今後も使い続ける予定ですか？

【事務局】戸吹清掃工場は平成10年3月に建替えしていますので、あと約20年は使えます。

【委 員】他市で起きていることとしては、清掃工場自体は必要がなくなってしまうと、プールだけが残ってしまうという…

【事務局】まさにそれと同じ問題を抱えているのが、3Bにある北野余熱利用センターで、ここは平成33年度末に休炉予定なので、その際にこの施設をどうするのかということは非常に大きな問題です。

【委 員】休炉ということは、何年後かにはまた動かすということですか？

【事務局】清掃工場は戸吹・北野・館の3ヶ所ありますが、現在の計画は2工場体制で平成33年度末に北野を休止し、34年4月から北野に替わる施設として館に新工場を整備し稼働する予定となっています。その後の計画については、人口減少やごみの減量状況などを踏まえて見直す必要があると思います。

戸吹湯ったり館に比べると、北野余熱利用センターは会議室や多目的ホールがあったり、環境学習ができる施設があったり、リサイクルコーナーがあったりと、より複合施設になっています。

【委 員】2C(代替性：中間、必需性：高い)の市営住宅は、市が建てる方法以外に、今ある民間の賃貸などを利用する方法をとれば民間の代替性は高いのではないかと思います。ですが、これが中間なのはこういった理由ですか？

【事務局】公営住宅法において、地方公共団体は、必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないと規定されていますが、その供給方法として、民間施設の買取や借上も認められており、民間住宅の活用も可能であることから、そういった意味では、代替性は高いと考えています。

しかしながら、現在、市営住宅管理計画で団地の規模や老朽化などにより今後廃止予定としている団地について、居住者に対し、他の団地への転居について交渉を行っておりますが、やはり住み慣れたところを離れるのは厳しいということで、完全な空き家にならないために、住宅を取り壊し廃止とすることができないところもあることから、そういったことも踏まえ、中間に位置付けています。

【座 長】今の話は全国的にも地方債を使って解体・撤去したい施設として上位に上がる話だ

と思いますが、空き家になっているところは地方債を使って解体・撤去をしていきたいという考えはありますか？

【事務局】現在も建替えに伴う解体・撤去は、国補助の対象となっており、地方債の起債は可能となっていますが、廃止による解体についても、その規模等によりますが、必要に応じて地方債が活用できればと考えています。

また、建替え後は他の市営住宅との機能集約やニーズに合わせた複合化を図っていききたいと考えています。

【座長】そういう点を今後の推進計画に反映させていくのであれば、もう少し下の分類でもよいのかもしれませんが。

【委員】2B（代替性：中間、必需性：中間）の美術館、科学館、資料館、情報館などは民間サービスに移行可能な要素が強い気がしますが、今中間に位置付けられているのはなぜですか？

【事務局】郷土資料館や絹の道資料館は、民間が参入して広く集客できるような、入館料で十分採算がとれる性格の施設ではなく、郷土の歴史を伝えるという性格の施設で、小中学生の社会科見学にも利用されていますが、絹の道資料館については大型バスで乗り降りできる場所がないので、社会科見学でも使われる機会が少なく、利用者は非常に少ないです。

【委員】絹の道資料館の利用者が1日約30人というのは寂しい。

【事務局】夢美術館は、再開発ビルの一 corner を借りて設置している施設です。こども科学館はプラネタリウムなどのある施設で、近年は来場者数も約9万人に増えました。プラネタリウムが大人500円、入館料が大人200円です。

【委員】そうすると、絹の道資料館のような施設が、コストは抑えているにしても今後のマネジメントを考える上で必要性が中段にあってよいのか…実は下段ではないのかと思ってしまう。必需性というとなかなか難しい。どの自治体もそうだと思いますが、なくすとは言いにくいものの、実際使われていない施設。

【事務局】文化・学習施設というのは非常に位置付けが難しいところで、今の事務局側の案では、基本的に中間に位置付けています。

【座長】今のご意見も踏まえ、事務局でも再度ご検討いただければと思います。

【委員】利用者は、八王子市内に限定されているんですか？

【事務局】していません。

【委員】利用者の多い市と連携するなど、広域的に赤字を減らす工夫はできるのでは？

【事務局】絹の道資料館や八王子城跡ガイダンス施設は、ハイキングコースの休憩所的な役割も担っているので、おそらく市内より市外の利用者の方が多いと思います。観光施設にも近い位置付けです。

〈地域的施設〉

【事務局】1A（代替性：高い、必需性：低い）に分類している稲荷山行政資料保管施設は、元は廃校した小学校です。民間への貸し出しなど積極的な活用ができていない状況なので、今は行政資料の保管と、教室は主に再来年の市制100周年に向けた市史編さん作業や、防災倉庫として使われています。

1Aに分類した理由は、校舎と体育館を開放していて、普通の学校では学校運営に協力していただいているということで学区内地域の方に無料で開放していますが、ここは廃校にしたため当然もう学区はないので、民間等に譲渡して利用していただ

けないかということで1Aとしています。

コストは1,275万7,000円ということで、ほとんどが減価償却費です。

【座長】資料の一般閲覧はしていますか？

【事務局】今は一般閲覧はしておらず、市史編さんに携わる職員だけが使っています。

【座長】つまり、あまり公の施設とは言えないような施設ということですか？

【事務局】現時点ではそうです。ただ、これを今の目的で今後も使い続けるかということ、そうではないだろうと思っています。

【委員】2C（代替性：中間、必需性：高い）の学童保育所では、放課後の居場所としての事業もやっていますか？

【事務局】やっています。

【委員】今3B（代替性：低い、必需性：中間）にある児童館は、民間による代替性が低いと分類されていますが、学童保育的な役割や放課後の居場所的な役割という観点から、今後総合的に子どもの居場所作りを考えていくとすると、これだけここに分類されているのは疑問です。

【事務局】現在事務局では、学童については生活圏域施設として捉えていて、児童館とは別の扱いで考えています。児童館は対象年齢が0～18歳までと広く、“遊び”という言葉が法律に明記されているので、正規職員を配置して遊びを提供する中で、地域における虐待や非行の問題に対して積極的に取り組んでいくという業務が主になっているので、民間の代替性は低いとしています。

【委員】では、3C（代替性：低い、必需性：高い）の子ども家庭支援センターと比較してどうですか？

【事務局】明確に線引きしているわけではありませんが、子ども家庭支援センターのひろば事業の対象年齢は概ね3歳未満の乳幼児で、児童館のひろば事業は子ども家庭支援センターとかぶる部分もありますが、0～18歳を対象としています。

【委員】子ども家庭支援センターは実際によく利用していて、なくなっほしくないとは思いますが、もし「なくなります」と言われたとしても、そこまで困らないのではないかと思うところはあります。

その理由としては、機能の1つとして遊び場の提供があり、行くとおもちゃが置いてありますが、八王子市の場合は保育園でもそうした取組をやっているところが多く、私自身、センターまで行かなくても自宅や中央図書館の近くの保育園など色々なところを利用できます。相談についても、支援センターだと遠い人は遠いと思いますが、例えば「今日は〇〇保育園に相談員がいます」という予定表を出して保育園などに来てくれれば、近くで行われた日に行くことができるので、施設がなくても機能は維持できるのではないかと思います。

〈生活圏域施設〉

【委員】消防団器具置場とは何ですか？消防署のものとは違うんですか？

【事務局】八王子は非常に消防団活動が盛んな自治体で、実際に先日の大雨の際にも地元の消防団の方にほぼボランティアで土嚢を積んでいただいたり、火災時も消防が到着するまでの消火活動を一生懸命やっただいただいています。消防団器具置場は、そういう消防団が持っている消防自動車と、防火服などを保管する施設です。

【委員】例えばその器具を消防署に寄附して、その代わりに消防署で予算を取って人を増やしてもらおうという形で、トータルは変わりませんが、内訳としては市から消防署に

シフトするということではできませんか？消防署は国の管轄ですか？

【事務局】東京都です。法律上は市町村が設置しなければいけませんが、東京都下では、稲城市を除く全ての市町村が、東京消防庁にお金を払い、常備消防事務（注：消防署業務）を事務委託しています。なお、非常備消防事務（注：消防団事務）は、市町村が行っています。

【委員】今言ったように、自治体で器具を整備する代わりに消防署で人に充てる予算を増やしてもらえば、消防団の代わりにプロの消防士が消火にあたることになるので、消火活動の効果としても高まるのではないかと思います。ただ、歴史もあるでしょうから簡単にはいかないと思います。

【事務局】歴史もありますし、やはり非常に地域に密着しているので、消防の到着よりも先に消火が始められるという利点があり、実際に消防署が来たときには消えているということも多々あります。ただ、少子化による若年人口の減少や就業場における被雇用者割合の増加（サラリーマン化）などでなり手が減少しており、消防団の方は今非常に苦勞されているという状況です。

【委員】そのままなり手がいなくなり、消滅する可能性もあるのでは？

【事務局】八王子に昔から住んでいる方も多く、中には代々消防団をやっているという家庭もありますし、地域のコミュニティ活動の中核をそういう方たちに担っていただいている現状があります。

【委員】南大沢の方にはほとんどそういう活動はないので、先程言ったようなイメージでいきました。

【座長】私も少し関わっていましたが、専ら行政として使うということで、この分類で言うと本庁舎に近いようなものだと思います。先ほど事務局がおっしゃったように、以前は全国に消防団員が約200万人（現在は、約88万人）いましたが、現在ではどうしたら消防団の減少を食い止められるかということが課題になっています。また、火災発生時にはもちろん消防署員が行くのが一番よいわけですが、近くに消防団があればとにかく早く現場に到着することが大事なので、器具置場が地域に分散してあるということは防災上重要なポイントでもあります。そういう意味では本庁舎に近い扱いで、非常勤特別職の公務員である消防団員の活動拠点として位置づけられている施設であることから、民間に移譲できるような性格のものとは少々遠いと思います。

【委員】保育園は民間施設の代替性が高いとなっていますが、学童保育所が中間なのは、今までの実績としてということですか？

【事務局】先ほどご提案のあった民間“サービス”で考えた場合は、サービス自体は指定管理者が担っており、民営となっていますので、保育園と同じ1C（代替性：高い、必需性：高い）に見えますが、元々は地域の自主学童クラブから立ち上がったものを、市内全域で公平なサービスを提供するという市として公設化の方針を立てたもので、2C（代替性：中間、必要性：高い）にしております。

【座長】では、[資料4](#)については皆さんからも多くのご意見やご指摘をいただきましたので、改めて事務局の方で整理していただきたいと思います。

(3) 今後の検討課題について

【事務局】(資料5)に基づき説明)

【委員】次回のテーマは“分類ごとのマネジメントの方法”とのことで、今日の延長線上かと思えます。今日は縦軸・横軸で分けていますが、これだと相対的な議論はできても、いざこの中の何%を廃校にするとか民間委託にするとかという境界は曖昧だと思えます。

例えば予算を30%減らすことに決めた場合、それぞれの維持管理コストで30%を相対的な順位に従って選んでいく中で、中間以上のものについては定性的に必要な施設なので議論の余地はないと思えますが、境界線あたりのものは非常に慎重な議論になると思えます。そこについて、例えば3割は残さないといけないというような目標があれば議論のレベルも変わると思えますが、どうでしょうか。

【事務局】白書の30ページに学校の教室の保有状況が載っており、現在学校の普通教室や特別教室で使われていない教室の割合が6.7%、7.7%とありますが、ここに周辺施設を複合化で持ってきたり、改築の際に減築したりしていけば概ね7%の削減は達成できると思えますので、余裕教室をいかに活用していくかというところは1つの大きなポイントだと思っています。

また、それだけで足りない分については、利用があまり高くない公共が持つ必要がないと思われる施設について、将来的に廃止をしていければと思います。ただ、計画の中で「この施設は廃止します」と謳ってしまうと計画そのものがマイナスイメージで受け取られてしまうので、今回作る計画については、特定の施設の方向性については言及しません。「こういう分類の施設はこういう方向性でいくべき」という方針を作った上で地域に説明に入り、「全体として、また財政的にもこういう状況で、この分類の施設は縮小していく必要があるので、この施設についてはこうしていきましょう」という具体案を示して、地域の方にご理解いただくというステップを踏んでいかないと、マスコミ等にマイナスイメージで宣伝されて反対が強くなってしまふという例も多々あるので、慎重にやらせていただきたいと思います。

(4) その他

〈日程調整〉…各施設の視察 12/15(火) 9:30~(12/22に予定していた回は中止)

【事務局】次回は、本日皆様からいただいたご意見を踏まえて資料を作成し、コストなども検討材料の1つとして入れていきたいと思えます。

【座長】それでは、以上で本日予定していた議題を終了致しましたので、本日の検討会を閉会致します。ありがとうございました。